

## (仮称)西脇市子ども条例 素案

## ◆条例の基本構成案(今回)

## ◆条例の基本構成案(前回)

第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念、第4条 保護者の役割、第5条 市民の役割、第6条 学校園等関係者の役割、第7条 事業者の役割、第8条 市の責務

|  |
|--|
| (目的)<br>第1条 ○変更無し  |
| (定義)<br>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。<br>(1) 子ども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。<br>(2) 保護者 親または親に代わって子どもを養育する者をいう。<br>(3) 学校園等関係者 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成29年法律第25号)に規定する施設その他子どもが学び、育つことを目的とするすべての施設(以下「学校園等」という。)の関係者をいう。 |
| (基本理念)<br>第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。<br>(1) 子どもの基本的人権が尊重され、その思いや意見が大切にされるとともに、年齢や成長に応じた最善の利益が考慮されること。<br>(2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、愛情を持って育て、その成長に喜びを実感することができること。<br>(3) 保護者、市民、学校園等関係者、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、協働すること。                                     |
| (保護者の役割)<br>第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たしていることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。<br>(1) 子どもが心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりに努めること。<br>(2) 子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、その成長を見守り支えること。   |
| (市民の役割)<br>第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域とのかかわりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。  |
| (学校園等関係者の役割)<br>第6条 ○変更無し  |
| (事業者の役割)<br>第7条 ○変更無し  |
| (市の責務)<br>第8条 ○変更無し  |

|   |
|---|
| (目的)<br>第1条 この条例は、本市における子ども及び子育て家庭の支援に関し、基本理念を定め、保護者、市民、学校園等関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、安心して子どもを育て、子どもが夢を持って健やかに成長することができるまちづくりを推進することを目的とする。   |
| (定義)<br>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。<br>(1) 子ども 18歳未満の者及び社会的にその成長への支援が必要であると認められる者をいう。<br>(2) 保護者 親または親に代わって子どもを養育する者をいう。<br>(3) 学校園等関係者 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校その他子どもが学び、育つことを目的とするすべての施設(以下「学校園等」という。)の関係者をいう。                       |
| (基本理念)<br>第3条 子ども及び子育て家庭の支援は、次に掲げる基本理念により推進するものとする。<br>(1) 子どもの基本的人権が尊重され、その思いや意見が大切にされるとともに、年齢や成長に応じた最善の利益が考慮されること。<br>(2) 保護者が、自信を持って子どもと向き合い、育て、その成長に喜びを実感することができること。<br>(3) 保護者、市民、学校園等、事業者及び市が、それぞれの役割又は責務を自覚し、主体的に取り組むとともに、相互に連携し、協働すること。   |
| (保護者の役割)<br>【案1】<br>第4条 保護者は、子育ての第一義的責任を有すること及び家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たしていることを認識し、次の各号に掲げる役割を果たすよう努めるものとする。<br>(1) 子どもが豊かな人間性及び社会性を身に付けることができるよう、その成長を支えること。<br>(2) 子どもが心身ともに安らぐことができる家庭環境づくりに努めること。<br>【案2】<br>保護者は、子育ての第一義的責任を有しているとの認識のもと、子どもの人格形成に基本的な役割を果たす家庭において、愛情を持って健やかに育てよう努めるものとする。 |
| (市民の役割)<br>【案1】<br>第5条 市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、声掛けや見守りを行うとともに、地域が子どもの豊かな人間性及び社会性を育む場であることを認識し、子どもや子育て家庭との交流及び学びの機会の提供に努めるものとする。<br>【案2】<br>市民は、地域の子どもたちに関心を持ち、子どもが地域とのかかわりの中で、健やかに育つ環境づくりに努めるものとする。  |
| (学校園等関係者の役割)<br>第6条 学校園等関係者は、保護者や地域との連携を図り、子どもが安心して育ち、学べる環境づくりに努めるものとする。  |
| (事業者の役割)<br>第7条 事業者は、保護者が仕事と子育てを両立させることができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。<br>2 事業者は、子どもの健やかな成長を支援する活動に協力するよう努めるものとする。   |
| (市の責務)<br>第8条 市は、子ども及び子育て家庭の支援に関する総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。<br>2 市は、保護者、市民、学校園等関係者、及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援及び調整を行うものとする。   |